

第3回教育委員会会議

令和5年3月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第15号 審査請求に対する裁決案について

審査請求に対する裁決案について

次に掲げる事案に関する審査請求について、3記載のとおり裁決する。

1 事案の概要

令和 3 年 11 月 19 日に審査請求人（以下「請求人」という。）から「教育委員会事務局指導部教育活動支援担当が保有する『2018 将棋日本シリーズ JT プロ公式戦/テーブルマークこども大会』大阪大会結果（それぞれ A4 サイズ 1 枚ずつ）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）があった。

教育委員会は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を特定したうえで、本件文書のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前（以下「本件非公開部分」という。）を公開しないこととして、条例第 10 条第 1 項に基づき、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

この決定に対し、請求人より教育委員会に対し令和 4 年 1 月 25 日に本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案。

2 大阪市情報公開審査会の答申

本件決定は妥当である。

《主な理由》

（1）争点

教育委員会は、本件文書のうち、「本件非公開部分」について、条例第 7 条第 1 号の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対して、請求人は、同号ただし書アに該当するとして、本件決定を争っており、本件審査請求の争点は、本件非公開部分の条例第 7 条第 1 号ただし書ア該当性である。

（2）本件非公開部分の条例第 7 条第 1 号ただし書ア該当性について

- ・テーブルマークこども大会大阪大会を含む「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」の公式ホームページにおいて、2022 年度及び 2021 年度の大会結果は掲載されているが、それ以前の年度の大会結果は掲載されていないことが確認されたこと
- ・請求人の主張するように特定の文言を使用したウェブ検索によれば、請求人の主張するウェブサイトが表示され、その URL から当該ウェブサイトは日本将棋連盟の公式ホームページの一部であることは推測されるものの、当該公式ホームページのトップページから階層を順に追うことでは、当該ウェブサイトには到達することはできないことが確認されたこと
- ・請求人の主張する特定の文言を使用したウェブ検索によっても請求人の主張するウェブサイトが表示されない検索サイトがあることが確認されたこと
- ・したがって、本件非公開部分の情報については、本件決定時点では、「日本将棋連盟」及び「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」のいずれの公式ホームページにも掲載されているとは評価できないから、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえないこと。そして、請求人の主張する手法で本件非公開情報が掲載されたウェブページに到達できるとしても、このことをもって、上記結論は左右されないこと

上記の理由より、本件非公開情報は、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと考えられ、条例第 7 条第 1 号ただし書アには該当しない。

3 答申を受けての審査庁としての裁決案

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達したことから、本件審査請求を棄却する。

4 裁決書

別紙のとおり

〈参考〉

「情報公開請求」

大阪市情報公開条例に基づき、市政運営の透明化等を図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

【決定の種類】

- ①公開決定
- ②部分公開決定
- ③非公開決定
- ④不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度）。

国・地方に共通

教育委員会における審査請求の流れ ※第三者機関に諮問を行うもの

- ①審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ②処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③第三者機関からの答申
- ④処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ⑤処分担当課より裁決書送付

○大阪市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(公開請求に対する措置等)

- 第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならぬ。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(審査会への諮問等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

大市教委第 号

裁 決 書

審査請求人

処分庁 大阪市教育委員会

審査請求人が令和4年1月25日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく部分公開決定（決定通知書の文書番号：令和3年12月3日付け大市教委第2803号。以下「本件決定」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は、令和3年11月19日に、条例第5条に基づき、処分庁に対し、請求する公文書の件名又は内容を「教育委員会事務局指導部教育活動支援担当が保有する『2018 将棋日本シリーズ J T プロ公式戦/テーブルマークこども大会』大阪大会結果（それぞれA4サイズ1枚ずつ）」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

処分庁は、本件請求に係る公文書を「2018年『将棋日本シリーズ』J T プロ公式戦/テーブルマークこども大会 大阪大会の結果（後援名義使用承認事業報告書の受理について 公益社団法人日本将棋連盟関西本部 平成30年度 承認番号426号 供覧資料）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、本件文書のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前（以下「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

上記文書の当該部分については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定の個人が識別される情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月25日、本件決定を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき本件審査請求を行った。

4 質問

審査庁である大阪市教育委員会（以下「審査庁」という。）は、令和4年2月17日、条例第17条の規定に基づき大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求について質問を行った。

5 答申

令和5年2月28日、審査会から審査庁に対し、「本件決定は妥当である。」という旨の答申があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

公開を求める。

(2) 本件審査請求の理由

条例第7条第1号に該当しない。

日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報である。

●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●.●●●

●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●.●●●

(3) 処分庁の主張に対する反論

ア 処分庁の弁明書に対する認否及び反論

弁明書「第2決定の理由」の第3段落の途中「本件大会結果のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報」及び第4段落の途中「当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズ JT プロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において上記のとおり公開されておらず、また、本弁明書作成時点においても同様である」について、否認する。

審査請求人が公開を求める情報は、ウェブ検索で容易に確認することができる。「⑦ ① ⑨ ④」と本件情報に関連する5つのキーワードにより、一般に用いられている検索エンジンであるMicrosoft BingやDuck Duck Goで検索してやると、上位10位以内に、2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 高学年部門 決勝戦 Aさん対Bさん[1]及び2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 低学年部門 決勝戦 Cさん対Dさん[2]の日本将棋連盟のウェブサイトがヒットする。なお、GoogleやYahoo!で検索しても、日本将棋連盟のウェブサイト[2]のサイトがヒットする。このことから、対戦者の氏名は、高学年部門は「A」及び「B」であり、低学年部門は「C」及び「D」であることが、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報によって容易に確認することができる。

これらの日本将棋連盟のウェブサイト[3, 4]は、過去においても今現在も公開されており、アクセスが可能である。日本将棋連盟のウェブサイト[3]には、「*◆B (b)◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年生。」、「*◆A (a)◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年生。」、「*香を取って、先手玉は受けなし。Bさんの投了となった。終局時刻は15時52分。」との記載があり、日本将棋連盟のウェブサイト[4]には、「*◆D (d)さん◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年。」、「*◆C (c)◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年。」、「*一気に先手玉を詰まし上げてしまった。以下は▲4九玉に△3九香成まで。ここでDさんの投了となった。」との記載がある。これらのこと及び

「投了」が自身の負けを認める宣言であるとの周知の事実から、低学年の部の対戦者の学校名が●●市立●●小学校及び●●市立●●小学校であり、優勝者の名前が投了したDさんではないもう一方の対戦者であるCであること、高学年の部の対戦者の学校名が●●市立●●小学校及び●●市立●●小学校であり、優勝者の名前が投了したBさんではないもう一方の対戦者であるAであることが分かる。

以上のとおりであるから、条例第7条第1号に該当しない。

イ 参照URLの表示

1. ●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●
●●●● ●●●●●●●●.●●●●
2. ●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●
●●●● ●●●●●●●●.●●●●
3. ●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●
●●●●●●●●●●●●.●●●●
4. ●●●●://●●●●.●●●●.●●.●●/●●●●●●●●/●●●●/●●●●/●●●●●●
●●●●●●●●●●●●.●●●●

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、「2018 将棋日本シリーズ JTプロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会結果（以下「本件大会結果」という。）について情報公開請求を行った。

この点、本件大会結果のうち、主催団体である公益社団法人日本将棋連盟のウェブサイト及び当該将棋日本シリーズの大会ウェブサイトの検索、並びに通常の手法による一般的なウェブ検索（以下「本件ウェブ検索」という。）にて確認できる情報については、何人も容易に知り得る状態に置かれており、慣行として公にされている情報であるといえることから、当庁は個人の権利利益を害するおそれがないと判断し公開を行った。

しかし、本件大会結果のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報であり、慣行として公にされている情報であるといえず、条例第7条第1号ただし書きアに該当しないと判断したため、条例第7条1号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、本件審査請求において請求人は、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報であるとして特定のURLを示し、以て条例第7条第1号に該当しない根拠としているが、当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズ JTプロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において公開されていないことを確認している。

理由

1 審査会の判断

令和5年2月28日付け大情審答申第521号をもって示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うまでもない。

(2) 爭点

処分庁は、本件文書のうち、「本件非公開部分」について、条例第7条第1号の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対して、審査請求人は、同号ただし書アに該当するとして、本件決定を争っている。したがって、本件審査請求の争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性である。

(3) 本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

ア 審査請求人は、本件非公開部分のうち、高学年部門の対戦者の氏名については、特定の文言を使用したウェブ検索により、これらの情報が表示されたウェブサイトがヒットし、本件非公開部分のうち、低学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名については、審査請求人が主張する検索により表示されたウェブサイトのURLの一部を置き換えることにより、容易にこれらの情報が表示されたウェブサイトに到達できることから、本件非公開部分の情報は、いずれもウェブサイトで公開されている情報により容易に確認できるものであって、条例第7条第1号ただし書アに該当すると主張している。

イ この点、条例第7条第1号ただし書アの「公にされ…ている情報」の解釈について、情報公開条例解釈・運用の手引において、「公にされ…ている情報」と

は、「現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。」とされている。

ウ 審査請求人の主張について、審査会において事務局に確認させたところ、テーブルマークこども大会大阪大会を含む「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」の公式ホームページ(<https://www.jti.co.jp/culture/shogi/kids/index.html>)において、2022年度及び2021年度の大会結果は掲載されているが、それ以前の年度の大会結果は掲載されていないことが確認された。

エ また、同様に、審査請求人の主張するように特定の文言を使用したウェブ検索によれば、審査請求人の主張するウェブサイトが表示され、そのURLから当該ウェブサイトは日本将棋連盟の公式ホームページの一部であることは推測されるものの、当該公式ホームページのトップページから階層を順に追うことでは、当該ウェブサイトには到達することはできないことが確認された。

加えて、審査請求人の主張する特定の文言を使用したウェブ検索によっても審査請求人の主張するウェブサイトが表示されない検索サイトがあることが確認された。

オ したがって、審査請求人が公開を求めている2018年の大阪大会の低学年の部の対戦者の学校名及び優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の氏名、学校名及び優勝者の氏名といった本件非公開部分の情報については、本件決定時点では、「日本将棋連盟」及び「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」のいずれの公式ホームページにも掲載されているとは評価できないから、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえない。そして、審査請求人の主張する手法で本件非公開情報が掲載されたウェブページに到達できるとしても、このことをもって、上記結論は左右されない。

以上のとおりであるから、本件非公開情報は、「公にされ…ている情報」に該当しないと考えられ、条例第7条第1号ただし書きアには該当しない。

(4) 審査会の結論

以上により、審査会としては、本件決定は妥当であると判断した。

2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年3月 日

審査庁
大阪市教育委員会 教育長 多田 勝哉

公印

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大情審答申第 521 号
令和 5 年 2 月 28 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市情報公開審査会
会長 玉田 裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、実施機関である大阪市教育委員会から令和4年2月17日付け大市教委第3470号により質問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関である大阪市教育委員会が行った令和3年12月3日付け大市教委第2803号による部分公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年11月19日に、条例第5条に基づき、実施機関である大阪市教育委員会に対し「教育委員会事務局指導部教育活動支援担当が保有する『2018 将棋日本シリーズ JT プロ公式戦/テーブルマークこども大会』大阪大会結果（それぞれA4サイズ1枚ずつ）」と表示して公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、対象文書を「2018年『将棋日本シリーズ』JTプロ公式戦/テーブルマークこども大会 大阪大会の結果（後援名義使用承認事業報告書の受理について 公益社団法人日本将棋連盟関西本部 平成30年度 承認番号426号 供覧資料）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、本件文書のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前（以下「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

（説明）

上記文書の当該部分については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定の個人が識別される情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいづ

れにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月25日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の趣旨

公開を求める。

2 本件審査請求の理由

条例第7条第1号に該当しない。

日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報である。

●●●://●●●.●●●.●.●/●●●●●●/●●●/●●●/●●●●●●●
●●●●●●●.●●●
●●●://●●●.●●●.●.●/●●●●●●/●●●/●●●/●●●●●●●
●●●●●●●.●●●

3 実施機関の主張（第4）に対する反論

（1）実施機関の弁明書に対する認否及び反論

弁明書「第2決定の理由」の第3段落の途中「本件大会結果のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報」及び第4段落の途中「当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズJTプロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において上記のとおり公開されておらず、また、本弁明書作成時点においても同様である」について、否認する。

審査請求人が公開を求める情報は、ウェブ検索で容易に確認することができる。「① ② ③ ④ ⑤」と本件情報に関連する5つのキーワードにより、一般に用いられている検索エンジンであるMicrosoft BingやDuck Duck Goで検索してやると、上位10位以内に、2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 高学年部門 決勝戦 Aさん対Bさん[1]及び2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 低学年部門 決勝戦 Cさん対Dさん[2]の日本将棋連盟のウェブサイトがヒットする。なお、GoogleやYahoo!で検索しても、日本将棋連盟のウェブサイト[2]のサイトがヒットする。このことから、対戦者の氏名は、高学年部門は「A」及び「B」であり、低学年部門は「C」及び「D」であることが、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報によって容易に確認することができる。

これらの日本将棋連盟のウェブサイト[3, 4]は、過去においても今現在も公開されており、アクセスが可能である。日本将棋連盟のウェブサイト[3]には、「*◆B (b) ◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年生。」、「*◆A (a) ◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年生。」、「*香を取って、先手玉は受けなし。Bさんの投了となった。終局時刻は15時52分。」との記載があり、日本将棋連盟のウェブサイト[4]には、「*◆D (d) さん◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年。」、「*◆C (c) ◆*大阪府からの参加。●●市立●●小学校●年。」、「*一気に先手玉を詰まし上げてしまった。以下は▲4九玉に△3九番成まで。ここでDさんの投了となった。」との記載がある。これらのこと及び「投了」が自身の負けを認める宣言であるとの周知の事実から、低学年の部の対戦者の学校名が●●市立●●小学校及び●●市立●●小学校であり、優勝者の名前が投了したDさんではないもう一方の対戦者であるCであること、高学年の部の対戦者の学校名が●●市立●●小学校及び●●市立●●小学校であり、優勝者の名前が投了したBさんではないもう一方の対戦者であるAであることが分かる。

以上のとおりであるから、条例第7条第1号に該当しない。

(2) 参照URLの表示

1. <http://www.aaaaa.aaaaa.aaa.aa/aaaaaaaaaaa/aaaaa/aaaaa/aaaaaaaaaaa>
aaaaaaa.aaa
 2. <http://www.aaaaa.aaaaa.aaa.aa/aaaaaaaaaaa/aaaaa/aaaaa/aaaaaaaaaaa>
aaaaaaa.aaa
 3. <http://www.aaaaa.aaaaa.aaa.aa/aaaaaaaaaaa/aaaaa/aaaaa/aaaaaaaaaaa>
aaaaaaa.aaa
 4. <http://www.aaaaa.aaaaa.aaa.aa/aaaaaaaaaaa/aaaaa/aaaaa/aaaaaaaaaaa>
aaaaaaa.aaa

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件大会結果について情報公開請求を行った。

この点、本件大会結果のうち、主催団体である公益社団法人日本将棋連盟のウェブサイト及び当該将棋日本シリーズの大会ウェブサイトの検索、並びに本件ウェブ検索にて確認できる情報については、何人も容易に知り得る状態に置かれており、慣行として公にされている情報であるといえることから、実施機関である大阪市教育委員会は個人の権利利益を害するおそれがないと判断し公開を行った。

しかし、本件大会結果のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報であり、慣行として公にされている情報であるといえず、条例第7条第1号ただし書きアに該当しないと判断したため、条例第7条1号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、本件審査請求において請求人は、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報であるとして特定のURLを示し、以て条例第7条第1号に該当しない根拠としているが、当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズJTプロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において公開されていないことを確認している。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うまでもない。

2 爭点

実施機関は、本件文書のうち、「本件非公開部分」について、条例第7条第1号の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対して、審査請求人は、同号ただし書アに該当するとして、本件決定を争っている。したがって、本件審査請求の争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性である。

3 本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

- (1) 審査請求人は、本件非公開部分のうち、高学年部門の対戦者の氏名については、特定の文言を使用したウェブ検索により、これらの情報が表示されたウェブサイトがヒットし、本件非公開部分のうち、低学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名については、審査請求人が主張する検索により表示されたウェブサイトのURLの一部を置き換えることにより、容易にこれらの情報が表示されたウェブサイトに到達できることから、本件非公開部分の情報は、いずれもウェブサイトで公開されている情報により容易に確認できるものであって、条例第7条第1号ただし書アに該当すると主張している。
- (2) この点、条例第7条第1号ただし書アの「公にされ…ている情報」の解釈について、情報公開条例解釈・運用の手引において、「公にされ…ている情報」とは、「現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。」とされている。
- (3) 審査請求人の主張について、当審査会において事務局に確認させたところ、テーブルマークこども大会大阪大会を含む「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」の公式ホームページ(<https://www.jti.co.jp/culture/shogi/kids/index.html>)において、2022年度及び2021年度の大会結果は掲載されているが、それ以前の年度の大会結果は掲載されていないことが確認された。
- (4) また、同様に、審査請求人の主張するように特定の文言を使用したウェブ検索によれば、審査請求人の主張するウェブサイトが表示され、そのURLから当該ウェブサイトは日本将棋連盟の公式ホームページの一部であることは推測されるものの、当該公式ホームページのトップページから階層を順に追うことでは、当該ウェブサイトには到達することはできないことが確認された。
- 加えて、審査請求人の主張する特定の文言を使用したウェブ検索によっても審査請求人の主張するウェブサイトが表示されない検索サイトがあることが確認された。
- (5) したがって、審査請求人が公開を求めている2018年の大阪大会の低学年の部の対戦者の学校名及び優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の氏名、学校名及び優勝者の氏名といった本件非公開部分の情報については、本件決定時点では、「日本将棋連盟」及び「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」のいずれの公式ホームページにも掲載されているとは評価できないから、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえない。そして、審査請求人の主張する手法で本件非公開情報が掲載されたウェブページに到達できるとしても、このことをもって、上記結論は左右されない。
- 以上のとおりであるから、本件非公開情報は、「公にされ…ている情報」に該当しないと考えられ、条例第7条第1号ただし書きアには該当しない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田 裕子、委員 小林 美紀、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過
令和3年度諮問受理第68号

年 月 日	経 過
令和4年2月17日	諮問書の受理
令和4年7月14日	実施機関からの意見書の收受
令和4年8月15日	審査請求人からの意見書の收受
令和4年9月21日	調査審議
令和4年10月25日	調査審議
令和4年11月25日	調査審議
令和5年2月20日	調査審議
令和5年2月28日	答申